

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (フィード・ワン株式会社)

農林水産省は、フィード・ワン株式会社（法人番号：7020001107810）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

フィード・ワン株式会社は、北九州地区において新たな製造施設を整備し、老朽化の進んだ施設より製造を移管することで、高品質、高付加価値、低価格な製品の供給を行い、畜産農家のコスト低減に寄与することを目指します。

2. 事業再編計画の認定

フィード・ワン株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、設備投資に対する減価償却の特例を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成31年3月～終了時期：平成35年3月

4. 申請者の概要

名称：フィード・ワン株式会社

資本金：100億円

代表者：代表取締役社長山内孝史

本社所在地：神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2

< 添付資料 >

[フィード・ワン株式会社の事業再編計画の概要\(PDF：270KB\)](#)

[認定事業再編計画の内容の公表\(PDF：161KB\)](#)

【お問合せ先】

生産局畜産部飼料課流通飼料対策室

担当者：有江、本間

代表：03-3502-8111（内線4915）

ダイヤルイン：03-3591-6745

FAX：03-3502-8294

フィード・ワン株式会社の事業再編計画の概要

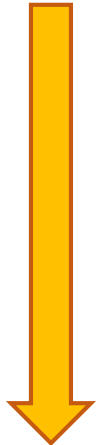
フィード・ワン(株)は、神奈川県横浜市に本社を置く、業界最大手の配合飼料メーカーです。フィード・ワン(株)は、北九州地区において配合飼料製造を委託している門司飼料(株)の工場の老朽化が進んだことから、北九州市に新工場を建設し、門司飼料(株)から製造を移管します。これにより、**高品質・高付加価値・低価格な製品の供給**を行い、**畜産農家のコスト低減**につなげることを目指します。

フィード・ワン(株)の北九州地区における配合飼料製造

【現状】

【門司飼料(株)】

- ・ フィード・ワン(株)より製造受託
- ・ 施設・設備の老朽化



【事業方式の変更】

- ・ 北九州市に新工場を建設
- ・ 門司飼料(株)から製造を移管

【事業構造の変更】

- ・ 門司飼料(株)工場の撤去・廃棄

【支援措置】

税制特例(設備投資に係る割増償却)

【再編後】

【フィード・ワン(株)北九州畜産工場(仮称)】

- ・ 最新設備での製造

事業再編計画の主な内容

【良質かつ低廉な農業資材の供給】

- 製造体制の効率化により、**製造費を低減(変動費／売上高比率を1.2%ポイント低減)**することにより、**高品質・高付加価値・低価格な製品を供給し、顧客畜産農家の経営コスト削減に貢献**

【生産性の向上】 工場稼働率を**14%ポイント向上**

【計画の実施時期】 平成31年3月～平成35年3月

【労務に関する事項】 事業再編に伴う従業員の解雇はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成31年3月29日

2. 認定事業再編事業者名

フィード・ワン株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

フィード・ワン株式会社は配合飼料の製造・販売を主な業務とする飼料会社であり、日本全国に製造・販売拠点を有している。

現在、フィード・ワン株式会社の北九州における畜産用配合飼料については、100%子会社の門司飼料㈱に委託製造を行っている。門司飼料㈱の工場は、稼働から58年（昭和35年設立）が経過していることに加え、設備改造・建屋増設を繰り返した影響により、現有施設における生産効率アップ、省力化、システムのリニューアルが極めて困難な状況となっている。

このため、北九州地区に新たに畜産用飼料工場を建設・稼働し、老朽化した門司飼料㈱の工場から新工場に製造を移管することにより、生産体制の効率化及び工場の省力化に加え、より高品質な製品の供給を目指す。

（2）良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標、生産性及び財務内容の健全性の向上に関する数値目標

① 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標

新工場への製造移管による製造・供給体制の合理化及び製造費の低減により、高品質・高付加価値・低価格な製品の供給を行い、顧客畜産農家のコスト低減に寄与する。具体的には、平成29年度（2017年度）（門司飼料㈱）における変動費／売上高比率2.9%を、平成34年度（2022年度）（北九州畜産工場（仮称））に1.7%に低減する（原材料費の変動を補正）。

② 生産性の向上に関する目標

生産性の向上については、工場稼働率を平成34年度（2022年度）（北九州畜産工場（仮称））に平成29年度（門司飼料㈱）と比較し、14%ポイント向上させる。

③ 財務内容の健全性に関する目標

財務内容の健全性については、平成34年度（2022年度）において、有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を超えることを目指す。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

（1）事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

配合飼料製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

門司飼料㈱の配合飼料製造施設・設備の撤去・廃棄

（事業の方式の変更）

北九州地区に新たに飼料工場を設立し、設備の老朽化が進んだ門司飼料㈱より製造を移管する。新工場における省力化を追求したシステム・製造設備の導入により、コストを抑え、より高品質な製品の製造体制を整備する。門司飼料㈱については、製造

移管後に閉鎖する。

(2) 事業再編を行う場所の住所

門司飼料(株)	福岡県北九州市門司区小森江一丁目 3 番 1
北九州畜産工場 (仮称)	福岡県北九州市若松区響町一丁目 120 番 14

(3) 関係事業者又は外国法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 31 年 3 月 29 日

終了時期：平成 35 年 3 月 31 日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に伴う競争に関する事項

該当なし

別表

事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件			
	十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	撤去する施設 門司飼料(株)の配合飼料工場建屋等 帳簿価格： 313 百万円 撤去期日： 平成 33 年 3 月末 撤去費率： 10.12% 廃棄する設備 門司飼料(株)の配合飼料製造機械装置等 帳簿価格： 485 百万円 廃棄期日： 平成 33 年 3 月末 撤去比率： 8.72%	
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	北九州地区に新たに畜産飼料工場を設立し、設備の老朽化が進んだ門司飼料(株)より製造を移管する。 新工場においては省力化を追求したシステム・製造設備の導入により、コストを抑え、より高品質な製品の製造体制を整備する。	租税特別措置法第 46 条の 2 (認定事業再編計画に基づく事業再編促進設備への投資に関する割増償却)